会報ひょうご

2025
5
VOL.811

兵庫県司法書士会
Hyogo Shiho-Shoshi Lawyer's Association

企画研究部だより

企画研究部財産管理業務検討委員　髙田（たかた） 義久（よしひさ）

不在者財産管理人選任から終了まで

1．はじめに

財産管理業務検討委員会の髙田と申します。

神戸地方裁判所から当会に所有者不明土地管理人の推薦依頼がちらほら来ている状況ですが、当会には神戸家庭裁判所から不在者財産管理人の推薦依頼も来ることがあります。

今回は、私が不在者財産管理人に選任されたケースを元に、不在者財産管理人の業務の流れを以下に記載したいと思います。

2．選任から初回報告提出まで

家庭裁判所から届く不在者財産管理人就任承諾書に必要事項を記載し、家庭裁判所宛てにファックスした後、しばらくすると、家庭裁判所から審判書と共に関係書類一式が届きます。その中に、「不在者財産管理人の職務について」と題する書面が同封されており、管理人として提出する報告書の提出期限や注意事項等が記載されています。併せて、報告書等の書式や記入例も同封されているので、不在者財産管理人がはじめての方でもスムーズに取り組めるようになっています。

選任後は、不在者財産管理人名義の預貯金口座を作成します。

また、それに加え、不在者名義の財産調査を行います。もっとも、申立書に記載されていない財産をどこまで調査するかは、なかなか悩ましい問題だと思います。

初回報告の提出期限は選任後２ヶ月以内とされているので、注意が必要です。日常業務をこなしながら不在者財産管理人の業務をされる方が大半だと思いますので、はじめて不在者財産管理人になられる方は、あっという間に期限が来てしまうと思います。

3．初回報告提出から終了まで

初回報告を提出した後は、６ヶ月ごとに１回、定期報告を行うことになります。

また、不在者財産管理人としてやらなければならない業務、例えば、遺産分割協議や不動産の処分等を行います。これらの権限外行為を行う際は、事前に権限外行為許可申立てが必要となりますので、ご注意ください。権限外行為を行う際は、不在者財産管理人としての印鑑証明書も必要になることが大半ですので、併せて家庭裁判所発行の印鑑証明書も請求します。さらっと書きましたが、ここまでで１年以上かかることも珍しくありません。

不在者財産管理人としてやらなければならない業務が終わったら、どのようにしてその管理業務を終了させるかを検討しなければなりません。これも不在者の財産の種類やその多寡によって異なってきますので、なかなか悩ましいところです。

管理業務の終了の方向性が決まったら、報酬付与申立をした後、選任の審判が取り消されて不在者財産管理人としての業務が終了します。

4．最後に

私は、不在者財産管理人に選任されるのが今回で２回目でしたが、それぞれのケースで不在者財産管理人としてやらなければならない業務の内容が異なりますので、悩むこともありますが、やりがいのある業務だと思います。特に、私が初めて選任されたケースでは、ドラマチックな結末を迎えることができたこともあり、申立人が涙を流して喜んでおられました。しばらく前の話にはなりますが、忘れることができない貴重な経験を積むことができました。

以上、本記事がこれから不在者財産管理人に選任される方の参考になれば幸いです。